

各 位

一般社団法人日本画像医療システム工業会
展 示 委 員 会

第 66 回日本核医学会学術総会並びに
第 46 回日本核医学技術学会総会学術大会
併設展示会実施要項

拝啓 貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は第 66 回日本核医学会学術総会並びに第 46 回日本核医学技術学会総会学術大会の併設展示会に出展応募いただき、誠にありがとうございます。

当展示会は下記の日程で開催いたしますが、展示実施要項を次の通り定めましたので、展示会の円滑な運営をはかり十分な成果をあげるため、出展社各位のご協力をお願い申し上げます。

- ・メインテーマ：輝く核医学道

The Glorious Way of Nuclear Medicine

- ・第 66 回日本核医学会学術総会

会 長：石井 一成（神戸大学大学院医学系研究科 内科系講座放射線医学分野）

- ・第 46 回日本核医学技術学会総会学術大会

大会長：花岡 宏平（近畿大学病院 中央放射線部）

<会期・学会 WEB サイト>

2026 年 11 月 19 日（木）～21 日（土）

<https://www.c-linkage.co.jp/jsnm-jsnmt2026/>

- ・併設展示会

会 期：2026 年 11 月 19 日（木）10：00～17：00（09：30 開会式～）

20 日（金）09：00～17：00

21 日（土）09：00～12：00

開場時間：2026 年 11 月 19 日（木）～21 日（土）8：30（予定）

会 場：アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）展示場（1 階）

〒670-0836 兵庫県姫路市神屋町 143-2

<https://www.himeji-ccc.jp/>

1. 会場使用時間

2026 年11 月 17 日（火）	15：00～22：00
11 月 18 日（水）	09：00～22：00
11 月 19 日（木）	08：30～17：00
11 月 20 日（金）	08：30～17：00
11 月 21 日（土）	08：30～21：00

※上記時間以外の搬入・設営・撤去・搬出作業（残業）はできません。

2. 搬入出

1) 搬入出時間割

搬 入	線引き、基礎工事	11 月 17 日（火）	12：00～15：00
	・スペース小間 装飾材、展示品	〃	15：00～22：00
	・スペース小間 ・A/B/C 基礎装飾小間 装飾材、展示品	11 月 18 日（水）	09：00～22：00
搬 出	梱包材の搬入	11 月 21 日（土）	12：00～13：00
	展示品	〃	13：00～21：00
	装飾材	〃	16：00～21：00

《搬入出口使用可能時間》

2026 年 11 月 17 日（火） 15：00～22：00

2026 年 11 月 18 日（水） 09：00～22：00 ※会場内への車両乗り入れは 18：00 までに限ります。

2026 年 11 月 21 日（土） 12：10（予定）～21：00

※正午の閉場後、安全の確認ができ次第、順次開放します。

※会場内への車両進入開始は 13：00 を予定しております。

【搬入出口寸法】 幅 6.0m × 高さ 5.0m

2) 搬入出方法

（1）宅配便を使用する場合

宅配便等による搬入物の受取りは、必ずブースに担当者を待機のうえ受け取るようにしてください。会場側、展示事務局とも受け取りは行いません。なお、会場内に宅配サービスカウンター等はございませんのでご注意ください。また、台車の貸し出しもございません。会期終了後の搬出方法と宅配サービスにつきましては、現在調整中です。詳細は 10 月上旬を目途に改めてご案内いたします。

(2) 車での搬入出の場合

- 1 この展示会は混雑をできるだけ避ける為、計画搬入出を行います。
車両を使用される場合は、2026年10月16日(金)までに**出展社登録サイト『搬入出車両申請』**より、車両台数や希望時間の申請をしてください。
★車両証は2026年10月末に出展社登録サイトよりダウンロード開始予定です。(詳細は後日、出展社登録サイトに掲載します。)
- 2 搬入出計画は、出展社の出展場所を考慮の上、事務局で決定します。
出展社の搬入出希望が多数の場合、搬入出出口に近いブースから優先するため申請希望通りとならない場合があります。
- 3 搬入出の費用は出展社の負担となります。
- 4 搬入出車両は必ず「搬入出許可証」を車両のフロント部分に掲示し、指定時間内(搬入出開始時間より1時間以内)に搬入出を行ってください。「搬入出許可証」のない車両や指定日時外の車両の進入は原則できません。
- 5 作業を終えた車両は速やかに退出または有料駐車場へご移動ください。
※ トラックヤード・ホール内に車両を進入させず、有料駐車場に車両を駐車し、そこから手運び・台車による搬入出を行う場合は申請不要です。
※ 搬入出に使用する車両は、原則として10トン車までを上限といたします。それ以上の大型車両(トレーラー等)での来場を予定される場合は、あらかじめ事務局までご相談ください。
※ 近隣の路上での車両待機・荷物の積み下ろしは固く禁じます。
駐車場ののご案内は、後日、搬入出計画とともに送付します。

3. 小間内装飾作業及び展示注意事項

1) 共通事項

- 1 出展社の搬入出、設営要員、説明員は展示会場にて配布する「出展社バッジ」を着用して入場してください。「出展社バッジ」は小間サイズに応じた個数(1㎡につき1個)を配布します。不足の場合は別途10月16日(金)までに**出展社登録サイト『ネームカード申込』**より、必要枚数をお申し込みください。
- 2 会場の耐荷重は5t/㎡です。300kg/㎡以上の重量物を搬入される場合は、必ずサクラインターナショナル(株)へ連絡してください。
- 3 会場の床・壁・柱・天井・扉等の施設に、貼り付け(テープ・接着材類)、釘打ち、塗装等を行うことは禁止しています。万一、建物、什器備品を損傷した場合は、当該の会社のご負担で修復していただきます。
- 4 装飾材のベニヤ板、布類、カーペット等は防災処理済の表示のないものは使用できません。
- 5 小間内装飾で巾60cmを超える天井及び屋根は全面禁止とします。
- 6 装飾作業は自社小間内で行い通路に材料を放置しないようにしてください。
- 7 装飾、展示品のため既設の避難誘導灯等がブラインドになる場合は展示事務局へご連絡ください。
- 8 小間からはみ出した装飾はできません。床面、側面、天井の規定ラインから出ないようにご注意ください。

- 9 通路上に看板等の標示は禁止します。
- 10 建物の床・壁・天井等を利用した装飾や、発光（点滅）させる装飾はできません。
- 11 医療法など各種法律で禁じられている事項に抵触する行為は禁止します。
- 12 騒音や悪臭を出して人に迷惑を掛ける行為及び危険物（放射性物質を含む）の持込みや展示、放射線を発生させる実演は禁止します。と
- 13 マイクを使ったナレーションは禁止します。
- 14 カメラやビデオでの他社ブースの無断撮影は禁止です。
- 15 自己装飾を行う出展社は 10 月 2 日(金)までに**出展社登録サイト『装飾施工届』**より小間装飾についての申請を行ってください。
- 16 床面にテープを使用される場合は、粘着性の弱いマスキングテープ等をご使用いただきますようお願いいたします。
なお、会場指定のテープはございませんが、床面を傷める恐れのある粘着性の強いテープの使用はお控えください。
- 17 会場規定上、アンカーボルトの打設が禁止されております。アンカー打ちを必要としない構造物にしてください。
- 18 フォークリフト使用時の注意事項
タイヤ痕が残らないよう慎重に操作してください。タイヤ痕をそのままにして退館された場合は、別途清掃費をいただきます。

2) スペース小間 (20 m²以上)

- 1 装飾物の高さは全て 3.6m までです。
- 2 通路側の全面閉鎖はできません。（避難通路を必ず確保してください）
- 3 他社と壁面が隣接する場合は、隣接小間と必ず話し合いし設置してください。
- 4 小間内設置図面（平面、立面、鳥瞰図）を 10 月 2 日(金)までに**出展社登録サイト『スペース小間装飾施工届』**よりアップロードしてください。

3) A/B/C基礎装飾付小間（標準仕様）（基礎小間仕様図参照）

- 1 システムパネルを使用し、社名板、電気「1φ100v、2口コンセント（500w）1個、LED型蛍光灯(W21)1灯」と袖壁、床面カーペットが付きます。
- 2 装飾物の高さは全て 2.7m までです。
- 3 間口、奥行の寸法は全て芯間寸法です。
- 4 パネルには釘、鉋等を打つことができません。
- 5 パネル壁面及びポールにはポスター、A1サイズまでの軽量写真パネル等を両面テープで貼付けたり、カッティングシートを貼付けることはできますが、撤去時に必ず出展社側で原状回復を行ってください。
- 6 パネル壁面及びポールへのスポットライト等の取付けはクリップ式を使用してください。ビス、ネジ等による取付けはできません。
- 7 パネル壁面及びパネル自体の加工、切断等はありません。

- 8 パネル壁面及びポールの材質、強度上の問題で直接出展品、装飾物等のもたせかけはできません。また、支柱等を外すことはできません。
- 9 壁面パネルは再利用いたしますので、**破損があった場合は資材補修費用 22,000 円(税込)/壁面 1 枚あたりを出展社に請求させていただきます。**
- 10 2 小間以上の場合はパラペット補強のため小間の前面隅以外にも柱を建てます。（2 小間の場合は前面中央に 1 本設置）が、展示の邪魔になる場合はパラペットを外すこともできますので 10 月 2 日(金)までに**出展社登録サイト『基礎小間装飾施工届』**よりパラペットの撤去を申請してください。この場合はパラペットと共に社名板、蛍光灯型 LED も取り付けません。会期直前の撤去申請や現場での撤去は作業員がいない場合、お受けできないことがあります。

取り外し後の装飾については出展社にて施工してください。

- 11 基礎装飾施工業者は次の通りです。

サクラインターナショナル株式会社

住所：〒135-0042 東京都江東区木場 2-17-13 第二亀井ビル 5F

電話：050-5804-0901

月～金 10：00～17：00（12：00～13：00、及び土、日、祝日を除く）

担当者：岡田・関

E-mail：kakuigaku2026@sakurain.co.jp

HP：https://www.sakurain.co.jp/

4. 電気

- 1 展示場の一般照明は既設天井灯を点灯します。
- 2 展示実演及び小間内照明用に使用する電気は 10 月 2 日(金)までに**出展社登録サイト『電気供給申込』**よりお申し込みください。
- 3 各小間へは**『電気供給申込』**により電気幹線工事（各小間の開閉器まで）を行います。この幹線工事費及び期間中（搬入出、展示期間）の電気使用料は出展社のご負担となります。展示会終了後に申込量によりご請求いたします。
- 4 会場の既設電源設備容量で不足する場合は増設しますが、この費用についても前項同様に
出展社にてご負担して戴きます。
- 5 A/B/C 基礎装飾付小間には 1 小間につき 1φ100V、2 口コンセント（500w）を小間内の後部壁面左側、または右側に 1 社 1 ヶ所設置します。
- 6 不要または取付け位置の変更、容量増設、コンセント増設、あるいは、1φ200V または 3φ200V 使用の場合は、10 月 2 日(金)までに**出展社登録サイト『電気供給申込』**よりお申し込みください。供給電力は 50Hz：1φ100V、1φ200V、3φ200V の 3 種類です。

7 電気送電開始日時及び停止日時

通電開始	11月17日(火)	17:00～(予定)
	11月18日(水)	09:00～17:00
展示期間中	11月19日(木)	09:00～17:00
	11月20日(金)	08:30～17:00
	11月21日(土)	08:30～12:10

- 8 通電開始前または送電停止後の据付および解体等で臨時電源の供給を必要とされる場合は、10月2日(金)までに**出展社登録サイト『電気供給申込』**にて必要な日時、使用量の申請をお願いいたします。
- 9 電源事故、停電、電圧降下等の電源異常による展示品の損傷については補償いたしませんので適宜保護対策を行ってください。
- 10 電気工事施工業者は次の通りです。

飯田電機工業株式会社 イベント事業本部

住所：〒136-0082 東京都江東区新木場 1-8-21

電話：03-3521-3522

担当者：中村 朋敬

E-mail：kaku2026@iidae.co.jp

5. 展示品

- 1 薬機法未承認品の展示は原則として禁止されていますが、特に出展の希望があれば P.10 以降「別紙」を参照のうえ、10月2日(金)までに**出展社登録サイト『薬機法未承認品の展示申請』**よりお申し込みください。但しカタログ、パンフレットの配布など、未承認品の宣伝行為は一切できません。(詳細は添付別紙を参照ください)
- 2 出展品を当工業会のホームページに掲載いたしますので 10月2日(金)までに**出展社登録サイト『展示品リスト』**よりお申し込みください。
- 3 出展品梱包材の保管用のストックルームはございませんので、出展社にて保管・管理をお願いいたします。

6. 備品の貸出(有料)

有料の会議机、椅子の貸出を希望される場合は 10月2日(金)までに**出展社登録サイト『オプション備品申込』**よりお申し込みください。

レンタル料	会議テーブル W1800×D450	1台	6,600円(税込)
	会議テーブル W1500×D450	1台	6,600円(税込)
	パイプイス	1脚	1,100円(税込)
	白布	1式	2,750円(税込)

※レンタル品の納品・請求は、**直接サクラインターナショナル(株) (3. 3) 11 参照**が行います。

その他の備品は出展社登録サイトのカタログをご参照ください。

7. 禁煙

- ・館内は全面禁煙です。
- ・作業中並びに展示期間中の喫煙は、指定の喫煙所をご利用ください。

8. 清掃

- ・装飾作業、搬入出作業時の生じたゴミや残材は各社でお持ち帰りください。
- ・廃材を会場に残した場合、処理に要した費用を後日出展社に請求いたします。
- ・小間内の清掃は各出展社で行ってください。

9. その他注意事項

- 1 各種作業の際には、各出展社で労働基準法、労働安全衛生法に基づく労務管理を行ってください。
- 2 展示主催者、運営者は善良な管理者としての注意を払い、会場全般の管理保全にあたります。ただし、天災その他不可抗力による事故に対しては、その責を負いません。その場合、出展社は展示品の保護などにあたってください。
- 3 出展社は、設営時、会期中、撤収時に、展示品、装飾構造物などに対して万全の管理を行い事故防止に注意をはらってください。また、展示品などの盗難・紛失、その他災害に備え、各社において保険をかけるなどの対策をお願いします。
- 4 出展社の輸送、搬入、展示、搬出、保険費用など、出展にかかる経費は、すべて出展社の負担となります。
- 5 展示主催者・運営者は、いかなる理由においても、出展社及びその雇用者・関係者が展示スペースを使用することによって生じた人及び物に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。出展社は、その従業員・関係者・代理店・装飾会社・運送会社などの不注意などによって生じた展示会場内及びその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、損害額の全額を賠償するものとします。
- 6 放射性医薬品、危険物品（油類、火薬、劇薬等）、裸火（プロパンガス、ヒーター等）可燃性高圧ガスの持込み（含装飾作業）及び展示は禁止します。
- 7 展示期間中は自社の小間を留守にしないでください。やむを得ない場合は隣接小間に依頼するなど適当な対策をとってください。
- 8 閉場退出時には展示品の養生、火元の確認、電源 OFF 等に注意ください。特に PC の電源 OFF にご注意ください。
- 9 説明員が通路に出て説明することや資料の配布をすることはできません（展示品説明、呼込、およびチラシ、パンフレット等の配布、アンケート実施は小間内で行ってください）。
- 10 搬入出を含む会期中に、カメラ、ビデオ等による他社ブースの無断撮影や録音などはできません。

10. WEB 申請項目

出展社登録サイトよりご申請ください。

No.	申請項目	必須●	提出期限
1	出展社	●	10 月 02 日 (金)
2	共同出展社		10 月 02 日 (金)
3	担当者	●	10 月 02 日 (金)
4	展示品リスト	●	10 月 02 日 (金)
5	ネームカード	●	10 月 16 日 (金)
6	搬入出車両	●	10 月 16 日 (金)
7	搬入出責任者	●	10 月 16 日 (金)
8	電気供給申込	●	10 月 02 日 (金)
9	スペース小間 装飾施工届	スペース小間必須●	10 月 02 日 (金)
	スペース小間 図面 (平面、立面、鳥瞰図)	スペース小間必須●	10 月 02 日 (金)
10	基礎小間 装飾施工届	基礎小間必須●	10 月 02 日 (金)
11	オプション備品		10 月 02 日 (金)
12	薬機法未承認品の展示申請		10 月 02 日 (金)
13	薬機法未承認品の表示板申込		10 月 02 日 (金)

11. 展示会に関する問い合わせ

一般社団法人日本画像医療システム工業会 展示事務局

住所：〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-11-5

ライフサイエンスビルディング 2 7 階 706 号室

電話：03-3816-3460

担当者：柳田 祐司、遠藤 裕、土橋 朋子

E-Mail：jira-kakuigaku@jira-net.or.jp

第 66 回日本核医学会学術総会並びに
第 46 回日本核医学技術学会総会学術大会
併設展示会

実施要項 タイムスケジュール抜粋

開会式

2026 年	11 月 19 日 (木)	09 : 30 ~
--------	---------------	-----------

展示時間

2026 年	11 月 19 日 (木)	開会式終了後～ 17 : 00
	11 月 20 日 (金)	09 : 00 ~ 17 : 00
	11 月 21 日 (土)	09 : 00 ~ 12 : 00

会場使用時間

2026 年	11 月 17 日 (火)	15 : 00 ~ 22 : 00
	11 月 18 日 (水)	09 : 00 ~ 22 : 00
	11 月 19 日 (木)	08 : 30 ~ 17 : 00
	11 月 20 日 (金)	08 : 30 ~ 17 : 00
	11 月 21 日 (土)	08 : 30 ~ 21 : 00

搬入出時間割

搬 入	線引き、基礎工事	11 月 17 日 (火)	12 : 00 ~ 15 : 00
	スペース小間 装飾材、展示品	〃	15 : 00 ~ 22 : 00
	スペース小間 A/B/C 基礎装飾小間 装飾材、展示品	11 月 18 日 (水)	09 : 00 ~ 22 : 00
搬 出	梱包材の搬入	11 月 21 日 (土)	12 : 00 ~ 13 : 00
	展示品	〃	13 : 00 ~ 21 : 00
	装飾材	〃	16 : 00 ~ 21 : 00

供給電源通電開始日時及び送電停止日時

通電開始	11 月 17 日 (火)	17 : 00 (予定) ~
	11 月 18 日 (水)	09 : 00 ~ 17 : 00
展示期間中	11 月 19 日 (木)	09 : 00 ~ 17 : 00
	11 月 20 日 (金)	08 : 30 ~ 17 : 00
	11 月 21 日 (土)	08 : 30 ~ 12 : 10

(別紙)

医薬品医療機器等法（薬機法）未承認品の出展

出展社各位

一般社団法人日本画像医療システム工業会
展示委員会

医薬品医療機器法(薬機法)未承認品の出展について

掲題の件、厚生労働省のご指導により、学術振興に寄与すると認められた場合に限り、下記各項を遵守して出展できることとなりました。

尚、違反事項があった場合は、展示委員会にて出展をお断りすることもありますので、念のため申し添えます。

記

1 出展希望社は学会長等に対し出展申請し、申請により学会長等は学術振興に寄与すると認めた場合に限り出展要請をされることになっています。

2 具体的方法として出展希望社は、展示要項記載の期日までに、出展社登録サイトよりご申請してください。

(※通関のために2部必要な申込社は、展示事務局にご連絡ください。)

事務局から一括して学会長等宛出展申請し、「出展要請書」は入手次第各社へお送りします。

展示期間中は要請があれば開示してください。

また申請出展社の代表者名は、会社の代表者です。

3 出展に際しては次の各項を遵守して下さい。

(1) 出展物の近くにその出展物が薬機法未承認品であり、販売、授与ができないことがはっきりわかるよう表示する必要があります。

表示板は統一のため展示委員会で作成したものをお買い求め頂きます。原則として右図に示すサイズとしますが、小型機器やPC等への対応のため、以下の2~4も用意しています。

1 原則とする表示板(右図、スタンドは付属しません)

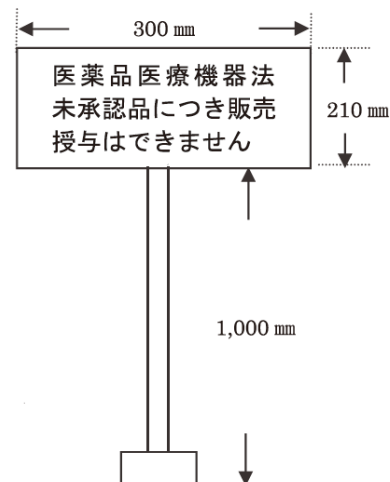
2 壁掛けモニタ・中型機器用(210 mm×150 mm、自立型)

3 卓上PC・小型器具の卓上展示用(150 mm×105 mm、自立型)

4 モバイルPCやタブレット用シール(66 mm×15 mm、3枚セット)

申込書は「薬機法未承認品出展表示板申込書」です。

表示板は未承認出品物1点毎に必要です。



- (2) 製造方法、効能効果、性能に関する標ぼうは、精密かつ客観的に行われた実験のデータ等事に基づいたものとし、広告的表現は避け学術的表現に限る。

臨床写真のみの展示についても同様とする。(パネルによる説明文にもご注意ください)

例えば、以下のものが考えられる。

- 1) 当該学会で発表される研究データ。
 - 2) 海外の薬機法に相当する法に基づいた申請で評価されたデータ。
 - 3) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、一般財団法人日本品質保証機構等公的機関により行われた学術的データ。(大学等から提供されたデータを含む)
 - 4) 論文審査機関のある学術関係専門紙に論文として掲載された研究データ。この場合はデータの出所を明らかにするため当該雑誌名を明記する。
- (3) 関連資料等の配布は行わないこと。
- 但し、医師等の求めに応じて研究発表論文別冊等、すでに評価を受けた学術論文を提供することは差し支えない。
- (4) 学術研究の向上、発展を目的とする限り、予定される販売名を標ぼうしても差し支えない。
- 但し、販売名を標ぼうしたプリペイドカードや景品の配布等、学術研究の向上、発展と直接関係のない場合は認められない。
- (5) 展示にあたっての注意事項
- 未承認品について既承認品と同様な PR を行うことは、薬機法第 68 条に抵触するので禁止する。例えば次に示すような行為
- 1) マイク、テープレコーダなど拡声器(スピーカ)を用いて未承認品を紹介する行為。
 - 2) 学会で発表または報告された以外の VTR などを使用して紹介する行為。
 - 3) 特殊照明などを用いて既承認品より目立つような展示の方法。
 - 4) パネルの表現は技術的な内容に限る。(特長等の表現は不可)
 - 5) 上記に準ずる行為。
- (6) 展示終了後は、販売、授与せず、廃棄、返送等の措置をとること。
- 但し、一定の手続きを行った上での治験での使用等、承認品申請目的への転用、承認取得を近々 予定されている場合の倉庫での保管等は、この限りでない。

- 4 申請書提出後、出展を取り止めまたは承認が降りた場合は、必ず薬機法未承認品出展申請取下げ入力を展示会開催前にしてください。

以上

医薬品医療機器法(薬機法)未承認品の出展について(細則)

薬機法では未承認品に関する広告宣伝行為を禁止しています。展示も広告宣伝に該当しますので、未承認品の展示はできないのが規則ですが、医学・学術研究の向上進歩や開発の促進を目的とするとき、業界自主運用基準「未承認医療用具等に関するガイドライン細則」に基づき、定められた手続きを経た場合、一定の条件の元でのみ特に出品が許可されております。

このガイドライン細則に定められている、主な条件は次のような事項です。

- 1 展示会の種類：関係分野の専門家を対象とし、学術研究の向上発展を目的とするもの
- 2 主催者：関係分野の科学者により構成され、学術研究の向上・発展を図ることを目的とする公的学会等が主催するものであること
- 3 展示方法：
 - 1 未承認品であり、販売・授与できない旨を明示すること(表示方法は統一を図ることとされています)
 - 2 製造方法、効能効果、性能に関する標ぼうは、精密かつ客観的に行われた実験のデータ等事実に基づいたもの以外を行わないこと
(広告的表現は避け学術的表現に限ることとされています)
 - 3 関連資料等の配布は原則として行わないこと。但し、医師等の求めに応じて研究発表論文等、既に評価を受けた学術論文を提供することは差し支えない。
(カタログ類は広告宣伝に該当しますので配布できません)
 - 4 学術研究の向上・発展を目的とする限り、予定されている販売名を標ぼうしても差し支えない。(販売名を記載したブリペイドカード・景品等の配布は禁止されています)
 - 5 未承認品について既承認品と同様な広告は行わないこと。
(マイク、スピーカ等を用いた製品紹介、学会で発表・報告された以外の事柄に関する視聴覚機器による紹介、既承認品より目立つような展示の方法等は行ってはならないことになっています)

尚、一部変更の場合も未承認品の対象になりますのでご注意ください。

違反行為により問題化しますと、展示責任者である学会長・展示受託責任者である当工業会はもとより、全出展社にとっても大変不都合な結果を招きます。
お互いルールを守り展示会の発展にご協力下さい。